

第 96 回プリオン専門調査会
「VI. SRM 及び食肉処理（案）」

1 1. と畜処理の各プロセス

2 全ての評価対象国でと畜前検査が行われており、スイス及びリヒテンシュ
3 タインを除く評価対象国でと畜場における TSE サーベイランスが実施されて
4 いる。と畜前検査で異常が確認された又は TSE 陽性が確認されためん羊及び
5 山羊については、フードチェーンから除外されている。

6 評価対象国におけると畜場における検査の状況を以下に示す。

7

8 (1) 日本

9 と畜されるめん羊及び山羊は、と畜前検査が実施されている。と畜前検査
10 では、奇声、旋回等の異常行動、運動失調等の神経症状の有無を歩様検査の
11 結果もあわせて判断しており、TSE の疑いがある場合には、と殺解体禁止
12 措置が講じられている(参照 1)。

13 と畜場におけるサーベイランスは、平成 13 年 5 月から 24 か月齢以上の
14 めん羊を対象に、平成 17 年 10 月から 12 か月齢以上のめん羊及び山羊を
15 対象として実施されている¹。

16

17 (2) 米国

18 と畜されるめん羊及び山羊は、と畜前検査が実施されている(参照 2)。

19 と畜場におけるサーベイランスは、14 か月齢以上の動物のうち、米国に
20 おける調査によってスクレイピーの発生頻度が高いことが確認されている
21 顔の黒いめん羊、並びに臨床症状を呈するめん羊及び山羊を主な対象とし
22 て実施されている(参照 3)。

23

24 (3) カナダ

25 と畜されるめん羊及び山羊は、と畜前検査が実施されている。と畜前検査
26 で、振戦及び協調運動障害、不安感、攻撃性、搔痒感、脱毛等の臨床症状を
27 示した動物は TSE 検査が実施され、陽性となったものは食用には供されな
28 い(参照 4)。

29 と畜場におけるサーベイランスは、2005 年から 12 か月齢超のめん羊及
30 び山羊を対象として実施されている(参照 4)。

31

32 (4) EU

33 と畜されるめん羊及び山羊は、と畜前検査が実施されている。と畜前検査
34 に合格していないめん羊及び山羊由来製品の流通は禁止されている(参照
35 5, 6)。

36 と畜場におけるサーベイランスは、2002 年から 18 か月齢超のめん羊及

¹ 第 92 回プリオン専門調査会（2015 年 7 月 2 日）参考資料 1 を参照。

1 び山羊を対象として実施されている。現在は、飼養頭数が75万頭より多い
2 加盟国に対して、18か月齢超のめん羊及び山羊を対象に、畜種ごとに原則
3 1万頭以上の検査を義務付けている(参照5,7)。

4 5 (5) ブラジル

6 と畜されるめん羊及び山羊は、と畜前検査が実施されている。と畜前検査
7 で異常が確認された動物は、TSE 検査が実施され、陽性となったものは、
8 食用には供されない(参照8)。

9 と畜場におけるサーベイランスは、2013年1月から臨床症状を呈す12
10 か月齢以上の動物、緊急と畜された又はと畜前検査で異常のあった18か月
11 齢以上の動物等を対象として実施されている(参照8)。

12 13 (6) ノルウェー

14 と畜されるめん羊及び山羊は、と畜前検査が実施されている(参照9)。
15 と畜場におけるサーベイランスは、18か月齢超又は2本以上の永久切歯
16 が生えた動物を対象として実施されている(参照10)。

17 18 (7) スイス及びリヒテンシュタイン

19 と畜されるめん羊及び山羊は、と畜前検査が実施されている(参照11)。
20 と畜場におけるサーベイランスは、1998年から2005年にかけて、健康
21 と畜動物及び死亡畜を対象として実施された。現在は、食用に供される動物
22 を対象とした検査は実施されていない(参照12)。

23 24 2. SRM除去

25 評価対象国のうち、日本、EU、ブラジル、ノルウェー、スイス及びリヒテ
26 ンシュタインにおいて、めん羊及び山羊のSRMが設定されている。OIE基準
27 では、めん羊及び山羊のSRMの設定は求めておらず、米国・カナダではめん
28 羊及び山羊におけるSRMは設定されていない。²

29 30 3. その他

31 評価対象国におけるめん羊及び山羊の月齢確認方法、並びにと畜頭数及び
32 飼養頭数のデータを以下に示す。日本以外のと畜頭数及び飼養頭数について
33 は、国際連合食糧農業機関統計データベース（FAOSTAT；Food and
34 Agriculture Organization Corporate Statistical Database）(参照13)で利用
35 可能なデータを用いた。

36

² 「III. BSEの現状」4. 各国のめん羊及び山羊におけるSRMの項を参照。

1 (1) 日本

2 月齢は、歯列（第2後臼歯（上顎及び下顎）の萌出）を12か月齢以上の
3 指標として用いた確認が行われている。なお、公益社団法人畜産技術協会発
4 行の血統登録証明書もしくは出生確認書など、月齢が確認可能な書面が添
5 付されている場合には、当該書面にに基づき確認されている(参照 1)。

6 と畜頭数は2013年度でめん羊 5,312 頭、山羊 3,166 頭である。なお、飼
7 養頭数は2014年2月1日現在でめん羊 17,201 頭、山羊 20,164 頭である
8 (参照 14, 15)。

9
10 (2) 米国

11 全てのめん羊（食用に供される又は去勢された18か月齢未満のめん羊を
12 除く。）及び全ての山羊（州で低リスクと認定された山羊、食用に供される
13 又は去勢された山羊を除く。）は、州間の商取引や所有者の変更時には個体
14 識別が義務付けられている(参照 3)。

15 月齢は、歯列（1つ以上の永久切歯の完全な萌出）を14か月齢超の指標
16 として用いた確認が行われている(参照 2)。

17 と畜頭数は2013年時点でめん羊 2,412,200 頭である。山羊のと畜頭数の
18 利用可能なデータはない。なお、飼養頭数は2013年時点でめん羊 5,335,000
19 頭、山羊 2,811,000 頭である(参照 13)。

20
21 (3) カナダ

22 月齢は、歯列（2つの永久切歯の萌出）を12か月齢超の指標として用い
23 た確認が行われている(参照 4)。

24 と畜頭数は2013年時点でめん羊 749,600 頭である。山羊のと畜頭数の利
25 用可能なデータはない。また、飼養頭数は2013年時点でめん羊 892,000 頭、
26 山羊 30,000 頭（推計）である(参照 13)。

27
28 (4) EU

29 月齢は、歯列（2つ以上の永久切歯の萌出）を18か月齢超の指標として
30 用いた確認、又は他の登録情報等に基づいた確認が実施されており、国によ
31 っては、トレーサビリティが導入されている(参照 5, 7)。

32 と畜頭数は2013年時点でめん羊 56,681,398 頭、山羊 7,749,406 頭であ
33 る。また、飼養頭数は2013年時点でめん羊 97,773,518 頭、山羊 12,376,508
34 頭（推計）である(参照 13)。

35
36 (5) ブラジル

37 月齢は、歯列を指標として用いた確認が行われている(参照 16)。

38 と畜頭数は2013年時点でめん羊 5,366,000 頭（推計）、山羊 2,600,000

1 頭（推計）である。また、飼養頭数は2013年時点でめん羊 17,290,519 頭、
2 山羊 8,779,213 頭である(参照 13)。

3
4 (6) ノルウェー

5 月齢は、耳標の情報で確認されている。耳標の損傷等が激しく、情報が読
6 み取れない場合は、歯列（2つ以上の永久切歯の萌出）が18か月齢超の指
7 標として用いられる(参照 11)。

8 と畜頭数は2013年時点でめん羊 1,174,920 頭、山羊 23,630 頭である。
9 また、飼養頭数は2013年時点でめん羊 2,223,661 頭、山羊 64,027 頭であ
10 る(参照 13)。

11
12 (7) スイス及びリヒテンシュタイン

13 月齢は、歯列を指標として用いた確認が行われている(参照 11)。

14 スイスのと畜頭数は2013年時点でめん羊 218,138 頭、山羊 31,109 頭で
15 ある。リヒテンシュタインのと畜頭数の利用可能なデータはない。また、ス
16 イスの飼養頭数は2013年時点でめん羊 410,000 頭、山羊 90,000 頭であり、
17 リヒテンシュタインの飼養頭数は2013年時点でめん羊 3,522 頭、山羊 269
18 頭である(参照 13)。

19
20 4. まとめ

21 全ての評価対象国でと畜前検査が行われており、スイス及びリヒテンシュタ
22 インを除く評価対象国でと畜場におけるサーベイランスが実施されている。と
23 畜前検査で異常が確認された又は TSE 陽性が確認されためん羊及び山羊につ
24 いては、フードチェーンから除外されている。

25 また、めん羊及び山羊については、SRM を設定している国としていない国
26 の両方がある。

27 月齢確認の方法は、歯列を主な指標として用いており、国によっては、デー
28 タベース上の登録情報に基づいた確認が実施されている。

29

<参考資料>

- 1 厚生労働省. 伝達性海綿状脳症検査実施要領. 平成 13 年 10 月 16 日付け食発第 307 号. 厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知. 2001.
- 2 USDA. National Scrapie Eradication Plan.2010.
- 3 めん羊・山羊諮問参考資料. 1-23. USDA. Information requested by Japan regarding the detection of scrapie in the United States. 2014.
- 4 めん羊・山羊諮問参考資料. 1-27. Ovine and Caprine Inspection Procedures in Canada. 2015.
- 5 めん羊・山羊諮問参考資料. 1-20. 欧州議会・理事会規則 2001/999/EC. 2001.
- 6 めん羊・山羊諮問参考資料. 1-40. 欧州議会・理事会規則 2004/854/EC. 2004.
- 7 EFSA. Scientific Opinion on the scrapie situation in the EU after 10 years of monitoring and control in sheep and goats. EFSA Journal. 2014; 12(7): 3781.
- 8 めん羊・山羊諮問参考資料. 1-32. ブラジルにおける TSE 検査について. 2015.
- 9 めん羊・山羊諮問参考資料. 1-38. ノルウェーにおけると畜前検査について. 2015.
- 10 めん羊・山羊諮問参考資料. 1-30. ノルウェーにおける TSE 検査について. 2015.
- 11 めん羊・山羊諮問参考資料. 1-37. スイス・リヒテンシュタイン及びノルウェーの回答. 2015.
- 12 めん羊・山羊諮問参考資料. 1-35. スイスにおける TSE 検査頭数及び陽性数. 2015.
- 13 Food and Agriculture Organization Corporate Statistical Database. <http://faostat3.fao.org/download/Q/QA/E>.
- 14 総務省. 平成 25 年度食肉検査等情報還元調査. 2013.
- 15 農林水産省. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況等の公表について. 2014.
- 16 めん羊・山羊諮問参考資料. 1-39. ブラジルにおける月齢確認方法について. 2015.